

## 第4 床面積及び階の取扱い

### 1 床面積の算定

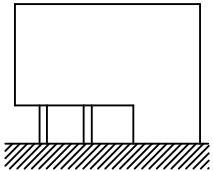
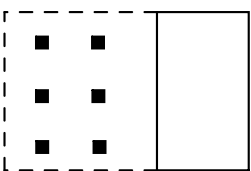
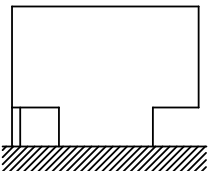
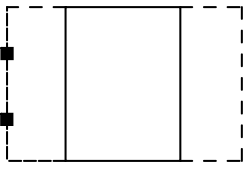
消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定は、次によること。

- (1) 建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で壁、扉、シャッター、手摺、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によって算定すること。ただし、ピロティ、ポーチ、開放廊下等については、次に定めるところによるものとする。

#### ア ピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しないこと。

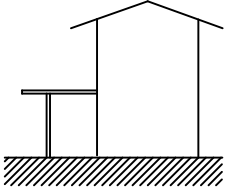
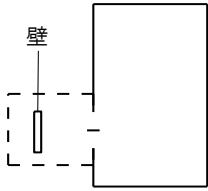
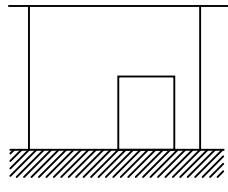
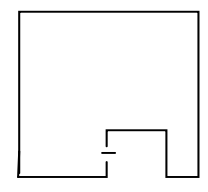
第4-1表

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分で、例えば自動車車庫、自転車置場等に供する部分など
			
<p>・「十分に外気に開放された」とは、「屋外部分とみなされる部分」をいい、ポーチ、公共用歩廊、ピロティ等でその部分の接する道路又は空地と一体の空間を形成し、かつ、常時人又は車が通行可能なものをいう。</p> <p>・「屋内的用途」とは居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の陳列、保管又は格納等の用途をいう。駐車部分と一体となったピロティ内の車路部分も床面積に算入する扱いとなる。</p> <p>・ピロティの一部を屋内的用途に供する場合は、全体を算入するのではなく、屋内的用途に供する当該部分のみを算入する。</p>			

#### イ ポーチ

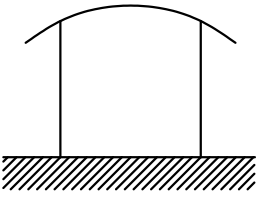
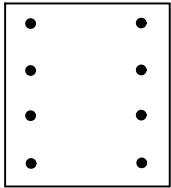
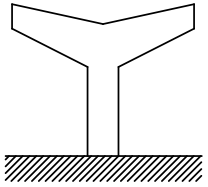
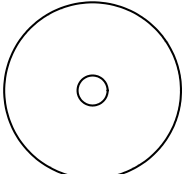
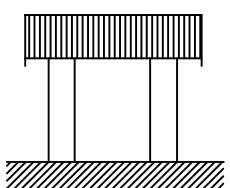
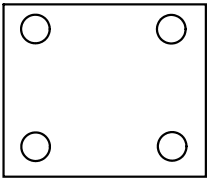
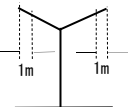
原則として床面積に算入しないこと。ただし、屋内的用途に供する部分については、床面積に算入する。

第4-2表

	立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
庇型			右記を除き、原則として床面積に算入しない	屋内的用途に供する部分
寄り付き型				
<p>ポーチと称するものであっても、シャッター、扉、囲い等を常設し、その部分を閉鎖的に区画するなどして屋内的用途に供する場合は床面積に算入する。</p>				

ウ 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物は、アのピロティに準ずること。

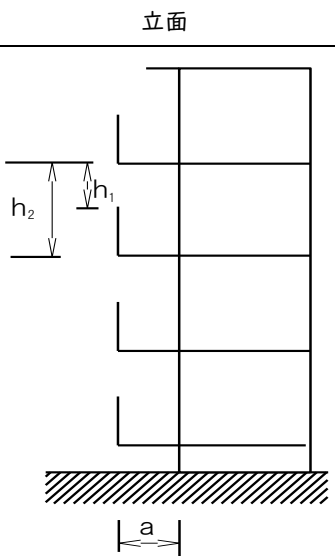
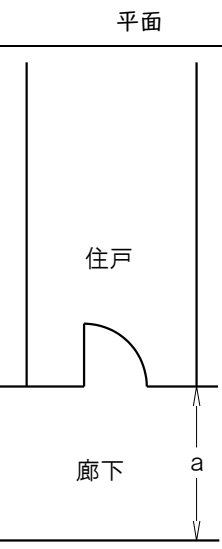
第4-3表

	立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
公共用歩廊			十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分	左記以外の部分
傘型				
壁を有しない門型				
		当該用途に供されている部分（屋内的用途に供されている部分）を確定することが困難な場合は、先端から1m後退した破線の内側部分を当該用途に供されている部分とみなし床面積に算入する。		

エ 開放廊下

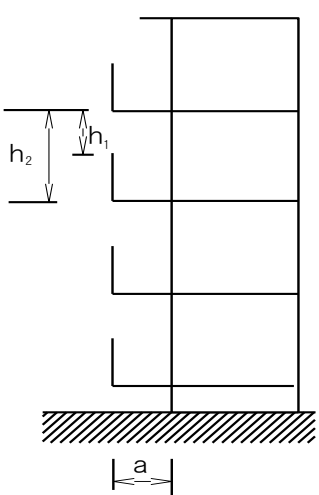
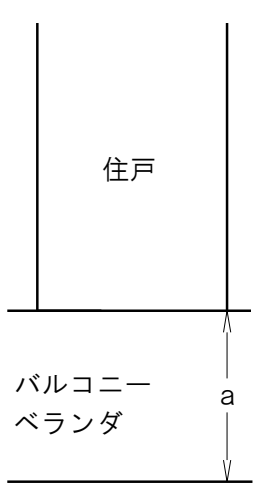
外気に有効に開放されている部分の高さが、1.1m以上であり、かつ、天井の高さの2分の1以上である廊下については、幅2mまでの部分を床面積に算入しないこと。

第4-4表

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ で、aのうち 2mまでの部分 ( $h_1$ :当該廊下の外気に有効に開放されている部分の高さ $h_2$ :当該廊下の天井の高さ $a$ :当該廊下の幅 )	左記以外の部分
外気に有効に開放されている部分とは原則として次の要件を満たすものとする。 ア 廊下の屋外側腰壁等の上端の外壁面から隣地境界線までの水平距離が有効で50cm以上あること イ 廊下の屋外側腰壁等の上端の外壁面から同一敷地内の他の建築物又は当該建築物の他の部分までの水平距離が2m以上あること			

オ バルコニー・ベランダ  
エの開放廊下に準ずること。

第4-5表

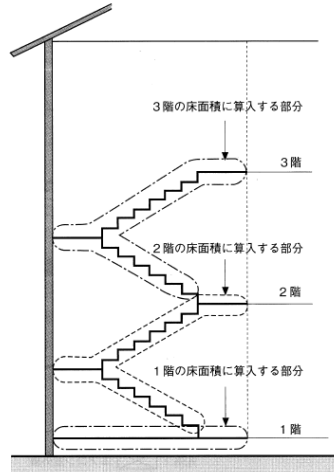
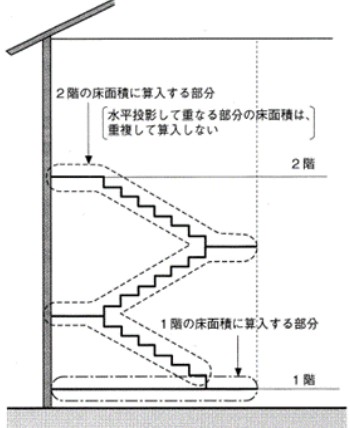
立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h_1 \geq 1.1\text{m}$ 、かつ、 $h_1 \geq 1/2 h_2$ で、 $a$ のうち 2mまでの部分 ( $h_1$ :当該バルコニー・ベランダの外気に有効に開放されている部分の 高さ $h_2$ :当該バルコニー・ベランダの天井の高さ $a$ :当該バルコニー・ベランダの幅 )	左記以外の部分
外気に有効に開放されている部分の取扱いについては開放廊下に準じる。			

カ 屋内階段

屋内階段の床面積は階段及び踊場（以下「第4 床面積及び階の取扱い」において「階段等」という。）の水平投影面積を、階段等が設置された上階側の床面積に算入する。

なお、階段等の最下部については、原則として、屋内的用途に供する部分であるかどうかに関わらず、存する階の床面積に算入する。

第4-6表

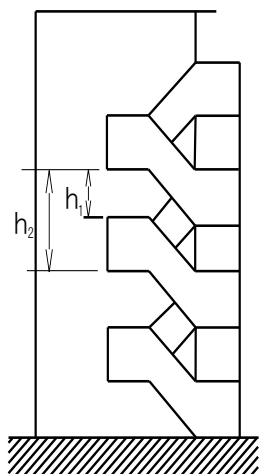
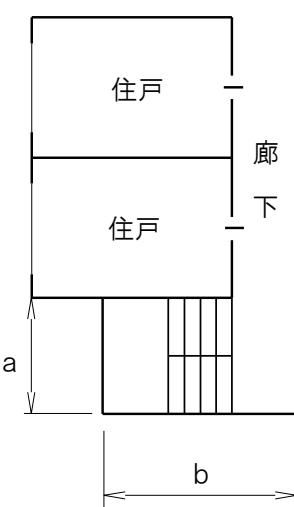
屋内階段の床面積	1.5回転する屋内階段の床面積
	
階高が大きく階段が1.5回転、2回転する場合など、水平投影した際に重なる部分の床面積は重複して算入しない。	

キ 屋外階段

次の各号に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しないこと。

- (ア) 長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。
- (イ) 高さが、1.1m以上、かつ、天井の高さの2分の1以上であること。

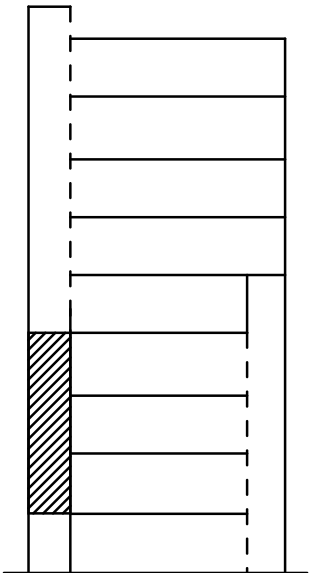
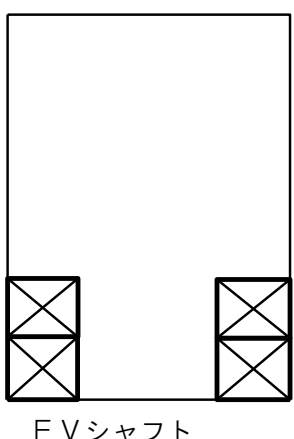
第4-7表

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		<p>外気に有効に開放されている部分の長さ<math>\geq 1/2</math> <math>\{2(a+b)\}</math>で、 <math>h1 \geq 1.1m</math>かつ<math>h1 \geq 1/2 h2</math></p> <p><math>h1</math>:当該階段の外気に有効に開放されている部分の高さ <math>h2</math>:当該階段の天井の高さ</p>	左記以外の部分
外気に有効に開放されている部分の取扱いについては開放廊下に準じる。			

ク エレベーターシャフト

原則として、各階において算入すること。ただし、着床できない階であることが明らかである階については算入しない。

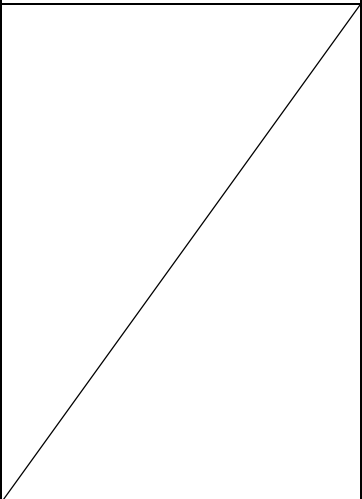
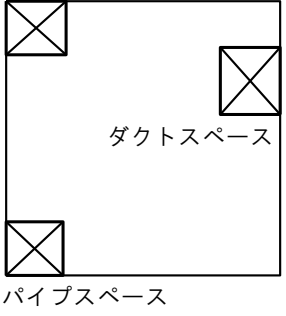
第4-8表

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		<p>乗降口がない階の部分</p> <p><math>\left[ \begin{array}{l} \text{高層階専用エレベータ} \\ \text{で、乗降口のない低層階} \\ \text{部分の場合など} \end{array} \right]</math></p>	左記以外の部分

ケ パイプシャフト等

各階において床面積に算入すること。

第4-9表

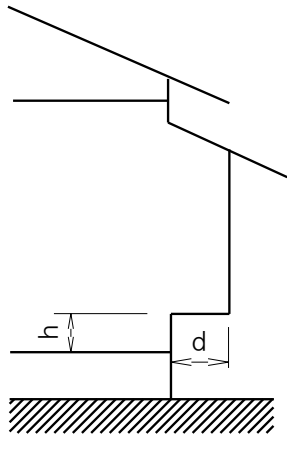
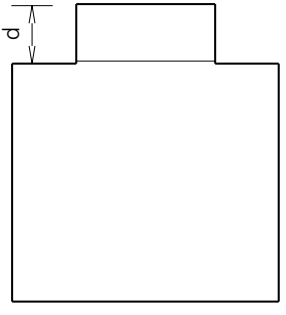
立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		煙 突	ダクトスペース パイプスペース
	<p>煙突については、パイプシャフトと異なり、各階において利用されるものではないので床面積に算入しない</p>		

コ 出窓

次の各号に定める構造の出窓については、床面積に算入しないこと。

- (ア) 下端の床面からの高さが、30cm 以上であること。
- (イ) 周囲の外壁面から水平距離 50cm 以上突き出していないこと。
- (ウ) 見付け面積の 2分の1 以上が窓であること。

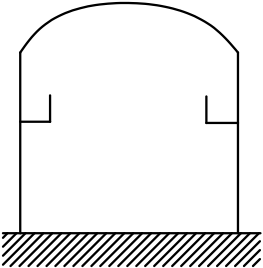
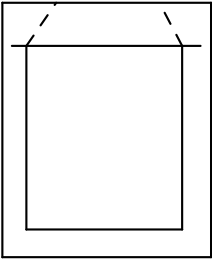
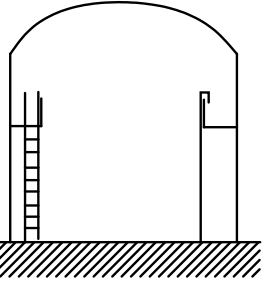
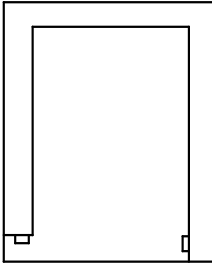
第4-10表

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		$h \geq 30\text{cm}$ 、 $d < 50\text{cm}$ かつ見付け面積の 1/2 以上が窓であるもの (h: 下端の床面からの高さ d: 周囲の外壁面からの水平距離)	左記以外の部分

サ 体育館等のギャラリー等

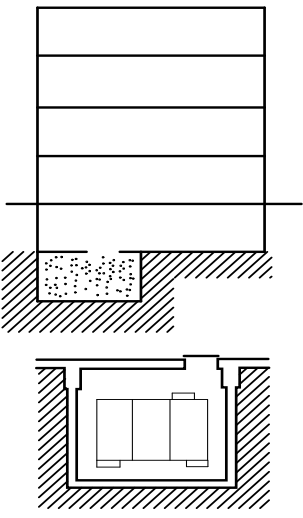
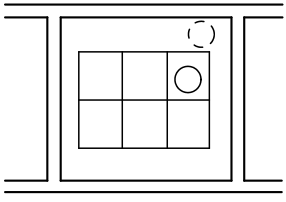
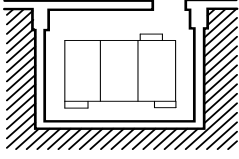
原則として、床面積に算入すること。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合は、算入しないこと。

第4-11表

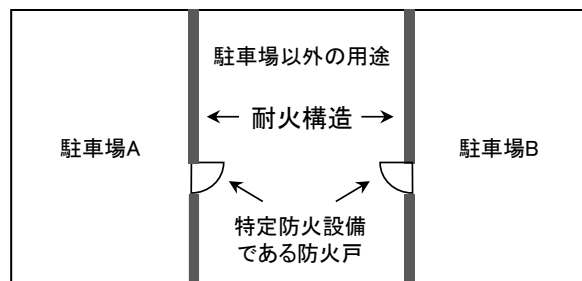
立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		保守点検等一時的な使用を目的としている場合	左記以外の部分
			

シ 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピットタンクの周囲に保守点検用の専門の空間のみを有するものについては、床面積に算入しないこと。

第4-12表

立面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するもの	左記以外の部分
			
保守点検のためのスペース幅が、概ね0.6~1.5m程度であり、当該部分への出入りがタラップ等によるほか、出入口を上蓋とするなど他の用途に使用されるおそれのないものであれば、床面積に算入しない。			

- (2) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造（積荷を行う者が棚状部分の外部において直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、床面積に算入するものであること。
- (3) ラック式倉庫の延べ面積の算定については、次によること。
- ア ラック式倉庫の延べ面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。この場合において、ラック等を設けた部分（ラック等の間の搬送通路の部分を含む。イ及びウにおいて同じ。）については、当該部分の水平投影面積により算定すること。
- イ ラック式倉庫のうち、ラック等を設けた部分とその他の部分が準耐火構造の床又は壁で区画されており、当該区画の開口部には防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。）が設けられているもの又はラック等を設けた部分の周囲に幅5 mの空地が保有されているものにあつては、次により算定することができること。
- (ア) ラック等を設けた部分の面積により算定すること。
- (イ) 当該算定方法により令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあつては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。この場合において、令第12条第4項の適用については、当該倉庫の構造によることとしてよいこと。
- ウ ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300 m<sup>2</sup>未満である倉庫にあつては、当該倉庫全体の規模の如何によらず、令第12条第1項第5号に掲げるラック式倉庫に該当しないこと。
- エ 自動式ラックのものは、階数を1として床面積を算定し、積層式ラック（広がりをもった床板（グレーチング、エキスパンドメタル等を含む。）を有し、階層が明確なもの。）については、各階層ごとに床があるものとして算定すること。
- (4) 自動車の修理又は整備の用に供される部分の床面積は、間仕切壁及び同壁の部分に設けられた開口部による区画・構造等に関係なく、全て合算すること。（当該部分に必要な消防用設備等の特例の適用は、第5章「消防用設備等の特例基準」を参照とすること。）
- (5) 駐車場の用に供する部分の床面積は、次によること。
- ア 車路は床面積に算入するものであること。ただし、上部が開放された部分は、算入しないものとする。
- イ 第4-1図のように区画された駐車場の用に供しない部分を介して、2箇所以上の駐車場の用に供する部分が存する場合は、それぞれの駐車場の用に供する部分ごとに床面積を算定すること。



第4-1図

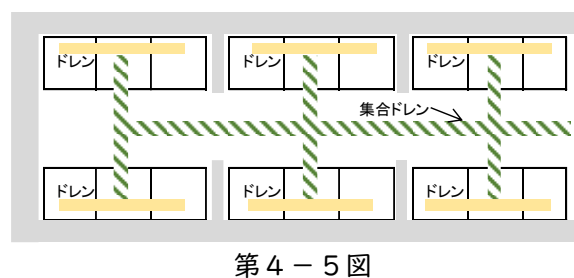
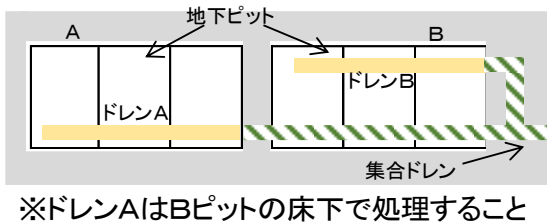
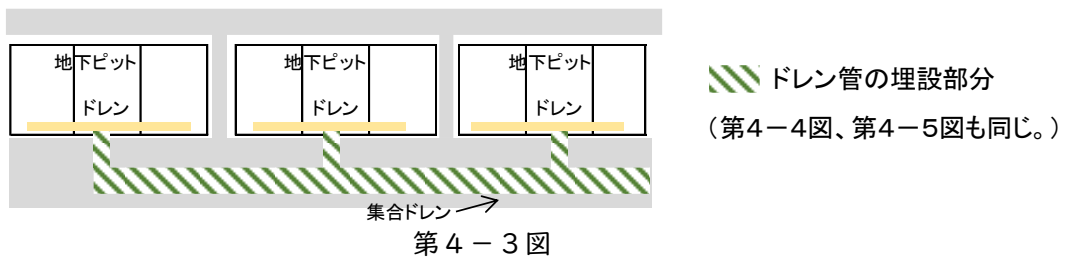
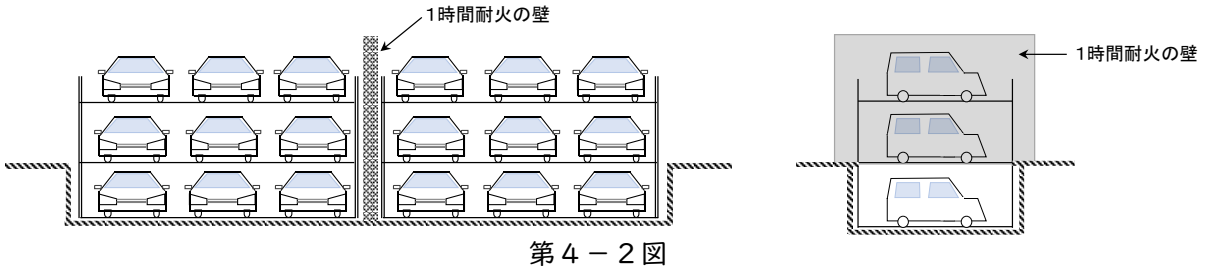
ウ 外気に開放された高架工作物（鉄道又は道路等に使用しているもの。）下に設けられた駐車場でさく、へい等で囲まれた部分の水平投影面積は、床面積に算入するものであること。

エ 立体自動車車庫等（建築物の一部に機械式駐車装置を設置した場合を含む。）は機械式駐車装置の構造、仕様等にかかわらず当該装置の設置されている建築物又はその部分の水平投影面積を床面積とすること。

また、屋外に設置された機械式駐車装置が工作物として取り扱われる場合には、令第13条第1項第5欄第2号の適用を除いて、消防用設備等の義務は生じないことに留意すること。

オ 令第13条第1項に規定する昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の防火対象物で機械式駐車装置を複数近接して設置した場合の収容台数の算定については、屋内に設置されるものは収容台数を合算し、屋外に設置されるものは駐車装置相互間が1m以上となるもの又は車両の高さ及び長さ以上の耐火構造（1時間耐火）の壁等により延焼防止措置が有効に施されている場合を除き、それぞれの機械式駐車装置の収容台数を合算すること。（第4-2図）

なお、耐火構造の壁等により収容台数を別単位とする際に、ピット内の雨水処理のための集合ドレンについては、それぞれの単位範囲外で処理されている場合は、有効に区画されているものとして取り扱って差し支えないものであること。（第4-3図から第4-5図）

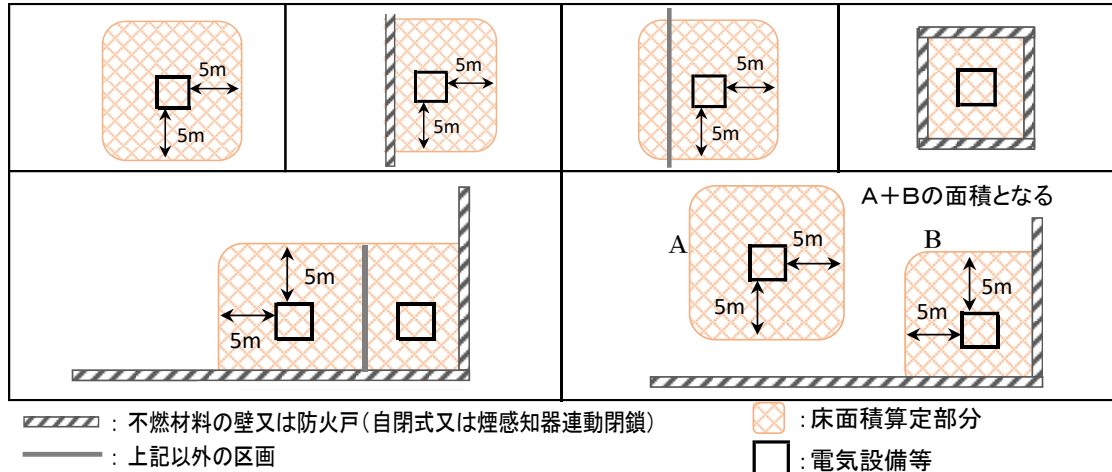


(6) 令第13条第1項に規定する「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備（以下、「電気設備」という。）が設置されている部分」及び「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分（以下、「鍛造場等」という。）」の床面積は、当該電気設備又は鍛造場等の火気使用設備が据付けられた部分からの水平距離が、不燃材料の壁、天井、床又は防火設備である防火戸（随時開くことができる自動閉鎖装置付のもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動

と連動して閉鎖することができるものに限る。)で区画された部分までの距離(当該距離が5mを超える場合又は区画されていない場合は5m)となる部分の床面積とすること。

この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等の火気使用設備が複数設置されている場所にあつては、そのそれぞれ合計床面積とするが、近接するために床面積を算定した部分が重複する場合にあつては、重複加算しないものとする。

なお、床面積の算定については、次の図を参考とすること。



第4-6図

- (7) 条例第34条の8表中第3欄における「冷凍室又は冷蔵室の部分の床面積の合計」に関する取扱いは(4)を準用すること。
- (8) 規則第6条第4項における消火器の設置個数の算定に係る「床面積」及び同第5項における消火器具の能力単位の算定に係る「床面積」については、次のいずれかによること。
- ア 電気設備や鍛造場等が感電防止等のため金網の柵などで区画されている場合は、その区画された部分の面積
- イ 一室全部を電気設備や鍛造場等として使用する場合は、その室の面積
- ウ 屋上に設置する場合は、電気設備や鍛造場等が設置される部分の水平投影による部分の面積
- (9) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないこととする。
- ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
- (ア) 上屋の屋根が2以上のプラットホームにわたって連続し続けるもの。
- (イ) プラットホームの上部に改札、コンコース等が存することにより上方が閉鎖される部分が生じるもののうち、当該閉鎖される部分の延長方向の長さの合計が上屋の同方向の長さの3分の1を超えるもの。
- イ 外気に開放されたピロティ、ポーチ状の部分又は延長方向の面が外気に開放されている通路状部分等で屋外部分とみなされるコンコース。
- (10) 地下駅舎の床面積は、次により算定すること。
- ア 改札口内にあつては、軌道部分を除き、すべてを算入する。
- イ 改札口外のコンコース等にあつては、改札口及び駅務室等の施設から歩行距離20m以内の部分の面積を算入すること。ただし、20m以内に随時開くことのできる自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は当該防火戸の部分までとする。
- (11) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さが奥行き2倍以上となる観

覧席の部分は、床面積に算入しないこと。ただし、収容人員の算定にあたっては、当該観覧席の部分を含むものである。

- (12) 地下街及び準地下街の地下道は、店舗、事務所等の各部分から歩行距離が地下街にあっては 20 m、準地下街にあっては 10m（各数値未満の場合は当該距離）以内の部分の床面積に算入する。ただし、随時開くことのできる自動閉鎖装置付の特定防火設備である防火戸又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備である防火戸が設置されている場合は、当該防火戸の部分までとする。
- (13) 防火対象物の一部に危険物施設が存する場合、法第 17 条第 1 項で定める消防用設備等の設置にあたっての床面積は、当該危険物施設を含めて算定すること。ただし、当該危険物施設の部分は専ら危政令が適用されるため、法第 17 条第 1 項の規制対象外であること。

(注) 床面積の算定から除外された部分であっても、消防用設備等の設置については必要な場合があるので注意すること。

## 2 階の取扱い

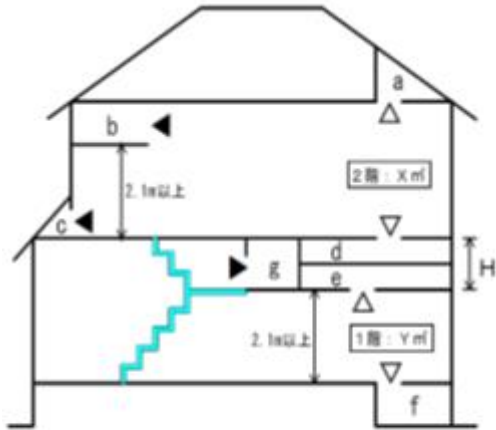
消防用設備等の設置にあたっての階数の取扱いは、建基令第 1 条第 2 号及び第 2 条第 1 項第 8 号によるほか、次によること。

- (1) 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの（積荷を行う者が、棚状部分の外部にいて直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの）を除き、階数に算定するものであること。

(注) 床と棚の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱う。

- (2) 小屋裏、床下等の部分を利用して設ける物置等（以下、「小屋裏物置等」という。）で、次のすべてに該当するものについては、階とみなさないこととし、その部分は床面積に算入しないこと。
- ア 一の階に存する小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計（共同住宅等にあっては、各住戸単位で算定。）が、当該小屋裏物置等が存する階の床面積の 2 分の 1 未満であること。なお、階の中間に設ける小屋裏物置等の部分の水平投影面積の合計が、その接する上下それぞれの階の床面積の 2 分の 1 未満であること。
- イ 小屋裏物置等の最高の内法高さが 1.4m 以下であること。なお、上下に連続する小屋裏物置等にあっては、内法高さの合計が 1.4m 以下であること。
- ウ 階の中間に設ける床（ロフト状に設けるもの）については、当該部分の直下の天井高さが 2.1 m 以上であること。

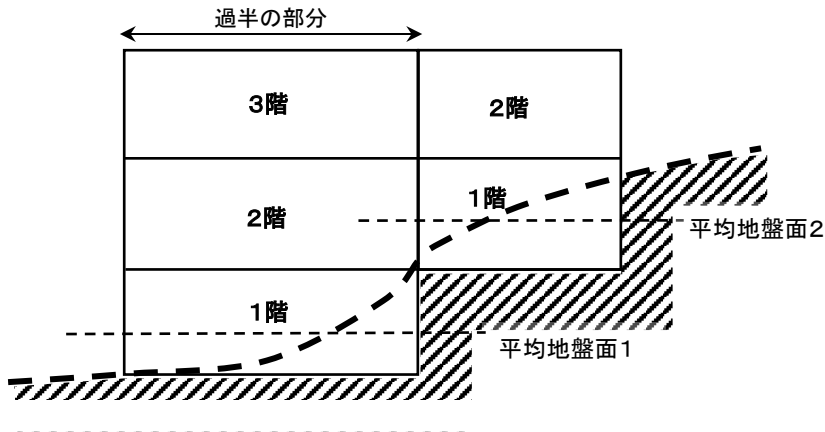
$$\begin{aligned}
 &a+b+c+d < X/2 \\
 &e+f+g < Y/2 \\
 &c+e+d+g < X/2 \text{ かつ } Y/2
 \end{aligned}$$



- a : 2階小屋裏物置の水平投影面積
- b : 2階物置（ロフト）の水平投影面積
- c : 2階から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積
- d : 2階床下物置の水平投影面積
- e : 1階天井裏物置の水平投影面積
- f : 1階床下物置の水平投影面積
- g : 階段等から利用する1階小屋裏物置の水平投影面積
  
- H : 1.4m以下（最高内法高さの合計）
- ▲ : 横利用
- △ : 上下利用
- X : 2階の床面積
- Y : 1階の床面積

第4-7図

- (3) 自動式ラック倉庫及び立体自動車車庫（機械式駐車装置の設置された部分を含む階数に算定しないこと。
- (4) 斜面、段地の敷地に存する建築物のうち、平均地盤面が複数生じることにより、当該建築物の同一階が部分によって階数が異なるものにあつては、当該階における過半の部分を占める階数を当該階数として取扱うこと。



第4-8図

- (5) 建基令第2条第1項第8号の規定により、階数に算入しない建築物の屋上部分又は地階部分は「階」に該当し、床面積に算入されることに留意すること。